

議案第 5 号

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部改正について

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、東郷町議会の議員の議員報酬月額を見直すため必要があ
るからである。

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和46年
東郷町条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表議員の項中「291,000円」を「292,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

令和8年1月19日付けの東郷町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、東郷町議会の議員の議員報酬月額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町議会の議員の議員報酬月額を次のとおり引き上げること。（別表関係）

区分	議員報酬月額	
	改正後	改正前
議員	292,000円	291,000円

3 施行期日

令和8年4月1日から施行すること。